

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○令和6管理年度における知事管理漁獲 可能量の定め（まさば及びごまさば太 平洋系群）	(漁業管理課) (6・25掲示) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 1
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正す る規則	1

告 示

高知県告示第433号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和6年6月25日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

まさば及びごまさば太平洋系群
現行水準

高知県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村安倉字 大井向161番2から	前	16.4 }	122

安芸郡北川村安倉字 大井向165番まで		20.8	
安芸郡北川村安倉字 宮ノ段180番2から 安芸郡北川村安倉字 大井向250番7まで	後	8.8 } 108.6	152

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月5日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第9号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式から別記第12号様式の3までの規定中「@」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。